

○指名停止等措置に係る苦情処理手続要領の制定について

平成19年7月2日 18林政政第793号
林野庁長官から各森林管理局長等あて

[最終改正] 平成23年4月15日 22林政政第647号

このことについて、大臣官房経理課長から別添写しのとおり通知があったので、お知らせする。

国有林野事業特別会計については、別紙のとおり読み替えて施行日から対応するものとする。

別紙（読み替え）

国有林野事業特別会計については、別添の大臣官房経理課長のうち、左欄に掲げる箇所該当文言については、右欄に掲げる文言に読み替えるものとする。

箇所	左欄	右欄
別紙 第1 一	工事請負契約指名停止等措置要領模範例（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通達。以下「措置要領」という。）	工事請負契約指名停止等措置要領の制定について（昭和59年6月11日付け59林野経第156号林野庁長官通知。以下「措置要領」という。）
別紙 第10	「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）	「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）及び「国有林野事業特別会計に係る入札・契約手続等の改善に関する具体的対応について」（平成6年6月23日付け6林野管第108号林野庁長官通知）Ⅶ入札監視委員会の設置及び運営について

同 件

〔平成19年3月16日 18経第1840号
大臣官房経理課長から林野庁長官あて〕

〔最終改正〕平成23年3月10日 22経第1931号

指名停止等措置に係る苦情処理手続については、「公共工事に関する入札契約の適正化について」（平成17年11月2日中央建設業審議会入札契約の適正化に関する検討委員会）のⅡ．Ⅲ）3．（1）において、建設業者にとって指名停止は、非常に大きな影響を及ぼすものであることから、苦情処理の対象に含めるよう改めるべきである旨、掲記されたところであり、中央公共工事契約制度運用連絡協議会において「指名停止等措置に係る苦情処理手続中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデル」が採択（平成18年2月14日中央公共工事契約制度運用連絡協議会各会員了解）されたことを受け、別紙のとおり当該要領を制定したので、遺漏なきよう措置されたい。

なお、貴管下の施設等機関、地方支分部局、独立行政法人及び特殊法人の長への通知については、貴職から願います。

別 紙

指名停止等措置に係る苦情処理手続要領

(対象となる措置)

第1 本手続による苦情処理の対象となる措置は、次に掲げるものとする。

- 一 工事請負契約指名停止等措置要領模範例（昭和59年4月21日付け59経第715号農林水産事務次官依命通達）及び物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領模範例について（平成15年8月29日付け15経第765号大臣官房経理課長通知）に基づき各部局長が定める指名停止等措置要領（以下「措置要領」という。）の規定により行う指名停止（期間及び措置対象区域の変更を含む。以下「指名停止」という。）
- 二 措置要領の規定により行う警告又は注意の喚起（以下「警告等」という。）

(期間の計算)

第2 期間の計算については、民法（明治29年法律第89号）の期間に関する規定に従う。

- 2 期間の末日が、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条第1項各号に掲げる日（以下「休日」という。）に当たるときは、期間は、その翌日に満了する。

(指名停止の理由の明示及び苦情申立てについての教示)

第3 部局長は、措置要領の規定に基づく指名停止の通知を行う場合には、その理由を明らかにするものとする。

- 2 部局長は、指名停止又は警告等を行う場合には、当該指名停止又は警告等に係る苦情申立てについて、次の事項を教示するものとする。
 - 一 指名停止又は警告等の措置を受けた者は、当該措置について書面により苦情を申し立てることができること。
 - 二 苦情を申し立てる場合には、申立書面に次に掲げる事項を記載すべきこと。
 - ① 申立者の商号又は名称並びに住所
 - ② 申立てに係る措置
 - ③ 申立ての趣旨及び理由
 - ④ 申立ての年月日
 - 三 苦情の申立は、次に掲げる期間に行わなければならないこと。
 - ① 指名停止 当該指名停止の期間内

② 警告等 当該警告等の日の翌日から起算して2週間以内

(苦情申立てに対する回答)

第4 部局長は、苦情の申立があったときは、当該申立てを受理した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に書面により回答するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、事務処理上の困難その他の合理的かつ相当の理由があるときは、前項の回答期間を延長することができるものとする。

(苦情申立ての却下)

第5 部局長は、第3第2項の規定により教示した申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情申立てについての教示)

第6 部局長は、第4第1項の規定による回答又は第5の規定による却下をする場合には、第4第1項又は第5の書面に、再苦情申立てについて、次の事項を教示するものとする。

一 第4第1項の規定による回答又は第5の規定による却下に不服のある者は、書面により、部局長に対して再苦情申立てをすることができること。

二 再苦情申立ては、次に掲げる期間内に行わなければならないこと。

① 指名停止 当該指名停止の期間内（第5第1項の規定による回答の翌日から当該指名停止の終期までの期間が2週間を下回る場合にあっては、当該回答の翌日から起算して2週間以内）

② 警告等 第5第1項の規定による回答の翌日から起算して2週間以内

(苦情処理結果の公表)

第7 部局長は、第4第1項の規定による回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

(入札監視委員会に対する審議依頼)

第8 部局長は、再苦情申立てがあったときは、速やかに、「入札等監視委員会の設置及び運営について」（平成6年5月31日付け6経第930号大臣官房経理課長通知）により設置される入札等監視委員会（以下「入札等監視委員会」という。）に審議を依頼するものとする。

なお、当該入札等監視委員会の審議に係る具体的な手続及び再苦情申立て申請

書の様式等については、同通知に定めるところによるものとする。

(再苦情申立てに対する回答)

第9 部局長は、再苦情申立てを行った者に対し、入札等監視委員会の審議を踏まえ、当該審議の報告を受けた日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により回答するものとする。

2 前項の回答は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

一 再苦情申立てが認められなかった場合にあっては、その旨及び理由

二 再苦情申立てが認められた場合にあっては、その旨及びこれに伴い部局長が講じようとしている措置の概要

(再苦情申立ての却下)

第10 部局長は、第6の規定により教示した申立期間の徒過その他客観的かつ明白に申立ての適格を欠くと認めるときは、書面によりその申立てを却下することができるものとする。

(再苦情処理結果の公表)

第11 部局長は、第9第1項の回答をしたときは、申立書面及び同項の書面を速やかに公表するものとする。

附 則

この通知は、平成19年3月16日以降に行う指名停止及び警告等から適用する。

附 則（平成23年3月10日付け22経第1931号）

この通知は、平成23年4月1日以降に行う指名停止及び警告等に係る案件から適用する。